

令和 7 年国勢調査広報業務に係る公募型プロポーザル応募要項

1 目 的

本要項は、「令和 7 年国勢調査広報業務」について、公募型プロポーザル方式により委託業者を決定するに当たり、その手続について必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和 7 年国勢調査広報業務

(2) 業務内容

別添「令和 7 年国勢調査広報業務に係る公募型プロポーザル仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和 7 年 10 月 27 日まで

(4) 予算限度額

6, 500 千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項に規定する者でないこと。
- (2) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和 4 年山口県告示第 179 号）に基づく資格審査において、「広告・広報」について業務の委託の特 A 又は A の等級に格付けされている者であること。
- (3) 本店又は支店、営業所等を山口県内に有していること。
- (4) この手続きの開始の日から令和 7 年 5 月 1 日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

4 企画提案手続等に関する事項

(1) 作成方法

① 様式・版：様式自由、A4 版

（会社概要は既存のパンフレットを添付することでも可）

② 業務の目的等に留意し、下記の提案書等を提出すること。

区 分	内 容
ア 表紙	会社名、担当者名及び電話番号等連絡先を明記すること。
イ 提案書	1 全体 (1) 企画提案趣旨 (2) 業務実施体制 (3) 配置予定技術者の資格、経歴、兼務業務の状況等 (4) 緊急時の連絡体制、苦情等相談に係る処理体制 (5) 類似業務の実績
	2 事業の内容 (1) 県民全体に対する広報の企画及び実施 (2) 単身若年層、共働き世帯等の日中不在世帯に対する広報の企画及び実施 (3) インターネットを日常的に活用しているシニア層に対する広報の企画及び実施 (4) 実施スケジュール
ウ 会社概要	・所在地や資本金、主な事業内容、従業員数など会社の概要が分かるもの。
エ 協力業者概要	・本業務に係る協力業者がある場合は、「協力業者の概要」（別記様式3）を作成すること。
オ 参考見積書	・本業務に係る所要経費を全て見積もること。 （消費税及び地方消費税を含む。） ・見積の根拠となる所要経費の明細を明らかにすること。

(2) 提出方法

持参または郵送とする。

(3) 提出部数

8部（正本1部、副本7部）

(4) 提出先

〒753-8501 山口市滝町1番1号 山口県庁6階

山口県総合企画部統計分析課 人口統計班

(5) 提出期限

令和7年5月1日（木） 午後5時まで（必着）

(6) その他

・提案は、1者につき1提案とする。

なお、法人については、複数の営業所等がこの手続に参加することはできない。

・提出期限後の提案書類の追加、修正等は認めない。

5 審 査

(1) 審査方法

令和7年国勢調査広報業務審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提出された提案書について、プレゼンテーションを実施した上で、最優秀提案者を決定する。

(2) プレゼンテーションの実施

- ① 日 程：令和7年5月12日（月）に実施予定（詳細は別途通知）
- ② 時 間：20分程度（企画提案15分程度、質疑応答5分程度）
- ③ 出席者：提案者の総括責任者と主たる担当者を含めて3名までとする
- ④ その他：

ア 企画提案者が1者の場合であっても、プレゼンテーションを実施し、審査委員会による審査を行う。

イ 提案書に沿った内容とし、追加での提案説明は認めない。

(3) 審査基準

下記の審査基準に基づき、審査を実施する。

評価項目	配点	評価事項
1 全体		
業務遂行に当たっての基本的事項	30	・仕様書を的確に踏まえ、事業を効率的・効果的に実施するための具体的な提案となっているか。 ・確実に業務が遂行できる実施体制か。 ・緊急時又は突発的な事態に的確に対応できるか。 ・本事業に類似した業務の実績はあるか。
2 事業の内容		(全項目共通)
(1) 県民全体に対する広報の企画及び実施	30	・対象に応じて、費用対効果を踏まえた広報媒体の選定・企画提案となっているか。 ・国勢調査の回答率の向上に効果的な内容となっているか。
(2) 単身若年層、共働き世帯等の日中不在世帯に対する広報の企画及び実施	20	・インターネット回答率の向上に効果的な内容となっているか。 ・本要項「資料2」を踏まえた内容となっているか。 ・調査の実施スケジュールを踏まえ、実現可能な計画となっているか。
(3) インターネットを日常的に活用しているシニア層に対する広報の企画及び実施	20	・仕様書に規定した必須項目が含まれているか。 ・広報の効果測定を実施する内容が含まれているか。
合 計	100	

評価基準	30 点満点項目	20 点満点項目
A：優れている	30 点	20 点
B：やや優れている	24 点	16 点
C：普通	18 点	12 点
D：やや劣っている	12 点	8 点
E：劣っている	6 点	4 点

(4) 最優秀提案者の決定

審査委員会の委員が、提出された提案書について、プレゼンテーションの内容を踏まえた上で審査基準に基づき採点し、最も合計点の高かった者を最優秀提案者とする。

なお、最優秀提案者以外の者についても、順位付けを行う。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、プレゼンテーションに参加した全ての提案者に対して、後日、文書により通知する。

6 最優秀提案者との契約

最優秀提案者から見積書を徴し、委託内容を協議の上、契約を締結する。

なお、協議が不調なときは、5（3）の審査の結果が上位の者から順に契約締結の協議を行う。

7 参加表明書の提出

このプロポーザルに参加を希望する者は、「参加表明書」（別記様式1）を提出すること。

(1) 提出先

〒753-8501 山口市滝町1番1号

山口県総合企画部統計分析課 人口統計班

TEL：083-933-2650 FAX：083-933-2669

E-mail:jinko@pref.yamaguchi.lg.jp

(2) 提出期限

令和7年4月16日（水） 午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参、郵送、FAX又は電子メールによること。なお、持参以外の場合は、提出後に必ず上記の連絡先へ電話すること。

8 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合は契約を解除し委託事業者を変更することがある。

(1) 提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合

(2) 事業者に重大な瑕疵がある場合

(3) 業務執行の意思が認められない場合

- (4) 業務遂行能力がないと認められる場合
- (5) その他、契約を継続するに耐えない事情がある場合

9 質疑応答

本要項に関して質問等がある場合は、「質問書」(別記様式2)を持参、FAX又は電子メールにより提出すること。なお、持参以外の場合は、提出後に必ず下記の連絡先へ電話すること。

(1) 提出先

山口県総合企画部統計分析課 人口統計班

TEL : 083-933-2650 FAX : 083-933-2669

E-mail:jinko@pref.yamaguchi.lg.jp

(2) 提出期限

令和7年4月16日(水)午後3時まで(必着)

(3) 回答方法

令和7年4月22日(火)までに、個別の質問の場合を除き、「参加表明書」を提出した全ての者に対して、FAX又は電子メールにより回答する。

なお、回答の内容は、この要項、仕様書等を追加又は修正したものとして取り扱う。

10 その他

- (1) 提案書の作成など、提案に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) この要項に基づき提出された提案書類については、返還しない。
- (3) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。

11 問い合わせ先

〒753-8501 山口市滝町1番1号

山口県総合企画部統計分析課 人口統計班

TEL : 083-933-2650 FAX : 083-933-2669

E-mail:jinko@pref.yamaguchi.lg.jp

令和 7 年国勢調査について

1 調査の趣旨

国勢調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に定める基幹統計調査として実施する人及び世帯に関する全数調査であり、その結果は、国及び地方公共団体の各種行政施策はもとより、企業、団体その他各方面の利用に供されている。

大正 9 年（1920 年）の第 1 回調査以来、国の最も基本的で重要な統計調査として 5 年ごとに実施されており、令和 7 年に実施する調査はその 22 回目に当たる。

2 調査期日

令和 7 年 10 月 1 日（水）午前零時現在

3 調査の対象

令和 7 年 10 月 1 日現在、我が国に常住するすべての人

ただし、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員等及び外国軍隊の軍人・軍属並びにこれらの家族を除く

4 調査事項

○ 世帯員に関する事項（13 項目）

- ① 氏名、② 男女の別、③ 出生の年月、④ 世帯主との続柄、⑤ 配偶の関係、⑥ 国籍、⑦ 現在の住居における居住期間、⑧ 5 年前の住居の所在地、⑨ 就業状態、⑩ 所属の事業所の名称及び事業の種類、⑪ 仕事の種類（職業）、⑫ 従業上の地位、⑬ 従業地又は通学地

○ 世帯に関する事項（4 項目）

- ① 世帯の種類、② 世帯員の数、③ 住居の種類、④ 住宅の建て方

5 個人情報の保護と報告義務

- 提出された調査票の情報は保護される。
- 報告義務がある（統計法第 13 条第 2 項、国勢調査令第 10 条第 1 項）。

6 調査の方法

調査員が世帯を訪問し、調査書類一式（インターネット回答用 ID・調査票（紙）等）を配布する。各世帯はインターネットによる回答、郵送による提出または調査員への提出のいずれかを選択し、回答を行う。

＜調査の実施スケジュール＞

インターネット回答用 I D ・ 調査票（紙）等の配布	9 月 20 日（土）～9 月 30 日（火）
インターネット回答期間	9 月 20 日（土）～10 月 8 日（水）
調査票の当初回収期間	10 月 1 日（水）～10 月 8 日（水）
調査票未提出世帯の特定及び調査票の督促回収期間	10 月 17 日（金）～10 月 27 日（月）

7 結果の集計・公表

集計は総務省において、速報集計、基本集計、抽出詳細集計等の集計区分ごとに行い、その結果は令和 8 年以降、順次公表する。

8 結果の利用

調査結果は、衆議院議員小選挙区の改定のほか、地方交付税の算定など、多くの法令にその利用が規定されており、少子・高齢化関連施策、医療・福祉施策、産業振興、雇用対策、防災計画など、国及び地方公共団体における各種行政施策の基礎資料として幅広く活用されている。

また、経済学、社会学など、大学や研究機関の学術研究のほか、産業界では製品・サービスの需要予測、店舗や工場の立地計画など、多くの企業において市場分析、経営戦略の策定に利用されている。

【参考】山口県における調査の規模

	令和 7 年国勢調査（推計）※	令和 2 年国勢調査結果
調 査 世 帯 数	5 9 3 , 2 6 7 世帯	5 9 8 , 8 2 4 世帯
調 査 対 象 人 数	1 , 2 7 2 , 2 1 4 人	1 , 3 4 2 , 0 5 9 人

※山口県人口移動統計調査結果（令和 7 年 3 月 1 日現在）

令和 7 年国勢調査の広報業務に係る留意事項

1 国（総務省統計局）との役割分担

令和 7 年国勢調査の広報実施に当たっては、効率的かつ効果的な広報を展開するため、国と地方公共団体における役割分担を図ることとしている。

国	① 国でしか行えない大規模な広報 ② 全国的に効果が高い広報 ③ 広報素材の作成
地方公共団体	地域のネットワークを生かした地域密着型の広報

2 国の令和 7 年国勢調査における取組ポイント

(1) 簡単・便利なインターネット回答の積極的促進

以下の取組などにより、簡単・便利なインターネット回答を積極的に促進し、インターネット回答率 50%を目指す（※前回実績：37.9%）。

- ・調査書類のデザインや記載内容の工夫によるスマホ等への誘導
- ・QRコード読み取りによるログインID・アクセスキーの自動入力
- ・外国人対応（6か国語）、視覚障害者対応
- ・郵便局等を活用した回答支援ブースの設置

※インターネット回答が困難な方々（外国人や障害者、高齢者など）に対しても、コンタクトセンターによる回答サポートなど、全ての方の回答を支援する多様な方策を充実

(2) 広報・協力依頼の充実・強化

- 2か年契約の広報総合企画により、調査前年からシームレスで一貫性のある効果的な広報を展開
- 行政相談委員や郵便局員の調査員への参加を促し、地域密着の調査を実施
- 国勢調査を御支援いただくサポーター企業・団体と連携し、官民一体の協力体制を強化

3 令和 7 年度における国の広報の概要

(1) 重点テーマ

ア 調査の重要性等の理解促進・回答促進のための広報

- ・国勢調査の実施について、広く周知する広報を実施
- ・調査に無関心な層やプライバシー意識が高い層に対して、物事の判断基準や社会的価値観に基づく区分（セグメント）別に、最適なタイミング・内容・表現・メディアで広報を実施

イ インターネット回答の促進のための広報

- ・スマートフォンでは数秒でログインできることを強調する広報を実施
- ・インターネット回答が「かんたん・便利・安心」であり、インターネットでの回答を依頼する広報を実施

ウ サポーター企業等を通じた回答依頼等の広報

- ・サポーター企業等と協働・連携し、従業員等に対して生活空間における調査回答依頼等の広報を実施
- ・サポーター企業等の獲得のための広報・協力依頼とともに、獲得に向けた営業活動を実施

(2) 訴求内容及び訴求時期

【令和7年4月～10月】

- ・「令和7年国勢調査」という8文字
- ・調査の実施（令和7年10月1日に実施すること。実施期間中は「いま実施している」こと。）
- ・5年に一度の調査であること。
- ・日本にふだん住んでいる人全てが調査の対象であること。
- ・国の最も重要な統計調査であること。
- ・国勢調査はインターネット回答がおすすめであること。
- ・総合サイト、統計局ホームページの案内

【令和7年4月～6月】

- ・国勢調査サポーター企業等になることによる効果（社会貢献活動のPRができる等）等、企業側のメリット

【令和7年6月～10月】

- ・調査の必要性（意義・役割・今回調査の特徴）
- ・調査の内容（調査項目：基本的な内容を聞く、全17項目で“意外とカンタン”に回答できる。）
- ・調査の内容（結果利用：調査結果が国民生活の身近なところまで、幅広く使用されていること。）
- ・調査の方法（総務省統計局、都道府県、市区町村、調査員を通じて行うこと。）
- ・インターネット回答はダイレクトログイン（2次元コード読み取りにより自動でログイン入力が可能）により簡単にアクセスできること。
- ・調査に回答するための調査書類が世帯ごとに配布されること（調査書類の外観を提示）。
- ・実施根拠（統計法に基づく基幹統計調査として実施すること。）
- ・個人情報の保護（守秘義務、統計作成の目的以外に使用しない等の安心して回答していただくための仕組み、個人情報保護法との関係）
- ・報告義務（調査票への記入及び提出の義務があること。）
- ・かたり調査への注意喚起

【令和7年6月～9月中旬】

- ・調査票の配布（9月下旬から調査員が調査票を各世帯に直接配布すること。）

【令和7年6月～10月上旬】

- ・調査票の提出方法（インターネット、郵送、調査員）

【令和7年9月下旬～10月】

- ・コンタクトセンターの案内

【令和7年10月1日～10月8日】

- ・調査票の提出（各世帯へ調査票提出についての呼び掛け）

【令和7年10月17日～10月27日】

- ・調査票提出のお礼
- ・調査票の提出促進

(3) 広報施策

※令和7年2月時点の予定であり、変更の可能性がある。

ア 100日前イベント

- ・調査期日の100日前（令和7年6月23日）に、国勢調査の機運醸成を図るキックオフイベントを開催
- ・テレビCMのお披露目、松平健さんなどの広報キャラクターが参加し、メディアを通じて国勢調査を広く一般に周知する。

イ SNS

若年層に向けて、公式 SNS（X）により国勢調査の取組などを随時発信

5月末（予定）	6～8月	9月	10月
・公式Xスタート投稿	・メインビジュアルお披露目 ・周知用動画の紹介 ・調査員募集後押し投稿 ・ロゴの意味の紹介 ・協力依頼メッセージの紹介 ・キックオフイベントレポート ・WEBサイトのコンテンツと連動した投稿	・CM（調査回答促進）の紹介 ・インターネット回答促進 ・インターネットログイン方法動画等紹介	・CM（締切間近）の紹介 ・インターネット回答促進 ・インターネット回答ログイン方法動画等紹介 ・回答促進投稿

ウ インターネット広告

- ・時期や訴求対象に合わせた広報キャラクターやメッセージ、出稿媒体などを出し分けて広告を展開
- ・動画配信サービスの利用拡大を踏まえ、Netflix やTVer による広告を新たに導入
- ・出稿期間は、6月24日（火）～10月8日（水）を予定

＜出稿媒体（予定）＞ バナー：Google、Yahoo!、Smart News、News Picks、趣味人倶楽部
動 画：YouTube、Instagram、TVer、X
リスティング広告：Google、Yahoo!、Bing

エ テレビCM

- ・調査時期に合わせて訴求内容を変えたCMを放送
 - ①調査回答促進：9月16日（火）～10月1日（水）
 - ②締切間近：10月2日（木）～10月8日（水）
- ・47都道府県の主要なテレビ局への出稿
- ・放送時間は「コの字型」

オ ラジオCM・音声広告

- ・在日外国人向けに6か国語（※）のラジオCMを放送
※英語、中国語（簡体語）、韓国語、ベトナム語、ポルトガル語、スペイン語
- ・出稿期間は9月16日（火）～10月8日（水）
- ・出稿局は、InterFM、FM COCOLO、LOVE FM の3局を予定
- ・Spotify による多言語（※）の音声広告を導入
※日本語、英語、中国語（簡体語）、韓国語、ポルトガル語、スペイン語
- ・日本人向けには、ラジオ広告素材（松平健さんによる20秒の音声素材）を用意

カ 新聞広告

- ・調査書類配布に合わせて新聞広告を9月20日（土）に出稿
- ・読売新聞・朝日新聞にカラー全5段で出稿予定
- ・その他業界紙等へも出稿予定

キ オンライン回答啓発事業

① 郵便局でのオンライン回答支援ブースの開設

- ・郵便局のイベントスペース等の空きスペースにおいて、回答用タブレット端末と支援スタッフを配置した「オンライン回答支援ブース」を開設
- ・来局者への回答呼びかけを行うとともに、希望に応じてオンライン回答支援を実施
- ・人口規模や郵便局の立地条件に応じ、全ての都道府県に最低1箇所、全国で300局程度設置

開設期間：令和7年9月22日（月）から10月8日（水）まで（土日祝日を除く12日間）

開設時間：午前9時から午後4時まで

② オンライン回答啓発イベントの開催

- ・商業施設など人が多く集まる施設において、オンライン回答を啓発するイベントを開催
 - ・「国勢調査オンライン」（電子調査票）の体験版を用いた回答体験ができるようにするなど、施設利用者への回答呼びかけを実施
 - ・集客を図る観点から、八大都市圏（周辺都市含む）の8エリアにおいて複数回実施
- 開催時期：令和7年8月中旬から10月上旬までの間